

第 13 回書道パフォーマンス甲子園 予選審査基準等における変更点

第 13 回大会の開催にあたり、予選及び本戦において、審査員一人当たりの持ち点を平準化することやわかり難い審査項目の見直しなどを目的に、審査基準等について下記のとおり変更しましたのでお知らせします。予選参加校は、本書及び予選審査基準を必ずご確認ください。

1. 予選 本戦 審査基準等の見直し

(1) 審査項目及び配点を下記のとおり変更する。

独創性の項目は、書道部門とパフォーマンス部門の両方に設けていましたが、書道部門においては独創性の内容が伝わり難かったことから項目を削除し、パフォーマンス部門においては演技構成の中で評価することとします。また、専門的な審査に重点を置き、印象的な評価に偏らないために、総合以外の審査項目の配点を大きくしました。

| これまでの評価 | | | 第 13 回大会の評価 | | | |
|---------|--------|------|-------------|---------|--------|---|
| 部門 | 審査項目 | 配点 | 部門 | 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
| 書道 | 書の美 | 10 点 | 書道 | 書の美 | 30 点 | 書の美しさ、文字表現の美しさ、色彩の美しさ、選択した言葉の評価 |
| | 紙面構成 | 10 点 | | 紙面構成 | 30 点 | 行の流れや紙面全体のバランス、一体感の評価 |
| | 用筆の正確さ | 10 点 | | 用筆の正確さ | 30 点 | 用筆の正確さ、運筆の巧みさの評価 |
| | 独創性 | 10 点 | | 総合 | 10 点 | 書とパフォーマンスの融合などを総合し、その書・演技により観る人の心を動かした評価 |
| | 総合 | 10 点 | | パフォーマンス | 所作の美しさ | 30 点 |
| パフォーマンス | 所作の美しさ | 10 点 | 演技構成 | | 30 点 | 演技のストーリー性や組み立て、 <u>また独創性のほか</u> 、チーム全体の一体感の評価 |
| | 演技構成 | 10 点 | 身体表現 | | 30 点 | 表情も含め、パフォーマンス、身体での表現度の評価 |
| | 身体表現力 | 10 点 | 総合 | | 10 点 | 書とパフォーマンスの融合などを総合し、その書・演技により観る人の心を動かした評価 |
| | 独創性 | 10 点 | | | | |
| | 総合 | 10 点 | | | | |

(2) 順位決定方法を変更する。

これまで、各審査員が上記審査項目に基づく採点結果を合計し、最も得点の高い学校を最上位としてきました。これでは、審査員の採点方法の違いが大きく順位に影響することが考えられるため、今回、各審査員が採点を行った結果に導かれる順位を得点とし、その順位得点の合計が最も低い学校を最上位とする方法に変更します。これにより、例えば 20 校を審査する場合、審査員の持ち点は 1 位の 1 点から 20 位の 20 点までの 210 点となり、全ての審査員が同じ持ち点で審査を行うことができると考えています。そのため、採点結果が同点だった場合は同順位とせず、必ず各審査員の判断で順位付けを行い、1 人当たりの順位得点の合計が同じ点（20 校の審査の場合は 210 点）となるようにします。

詳細は、予選審査基準別紙 1 をご確認ください。

(3) 演技時間が6分を超えた場合の罰則を下記のとおりとする。

演技時間が6分を超えた場合の罰則は、10秒毎に審査員一人当たりの順位得点に対して1点の加点とします。そのため、予選では各地方ブロックに4名の審査員がいることから、10秒毎に順位得点の合計に対して4点の加点となり、本戦では8名の審査員がいることから、10秒毎に順位得点の合計に対して8点の加点となります。演技時間が6分を超えないようにご注意ください。

2. 予選 本戦 評価内容等について

(1) 書順（筆順）の評価について

書道パフォーマンスは、文字どおり書道とパフォーマンスが組み合わさったものであり、車の両輪のごとく切り離すことができないものです。こうした書道パフォーマンスは、書道を主体的に考えることが重要ですが、その上で書体の組み合わせや自由な発想、そして魅せることを意識した運筆や時代感覚に基づくアレンジなどが大きな魅力であると考えています。

こうしたことから、書道パフォーマンス甲子園において、アレンジした書順（筆順）で揮毫することについて、演技の一つとして捉えています。

しかしながら、そのアレンジについては、他の書やパフォーマンスと同様に全てが高く評価されるものではなく、当然、その出来次第によって評価は分かれることにご留意ください。

(2) 【追記】揮毫用紙への別用紙の貼り付けは行ってはならない。

標記の件については、令和元年12月に公開した「予選実施要領」及び「予選演技規則等における変更点」において周知したところですが、別用紙の取り扱いについて追記します。

揮毫用紙に貼り付けることが可能なものは、事前に準備した落款のみとし、紐や布などの一切の装飾物を貼り付けることは認められません。しかし、紐や布などを揮毫用紙に貼り付けずに使用することや、またそうした紐などが揮毫用紙に触れることは問題ありません。

なお、作品を掲示するための加工として、裏面にポールを差し込む袋の貼り付けや、ポールに紐を取り付けることなどは、これまでどおり行うことができます。